

離婚届記入例

離婚届

【届出日】
届け出る日付を記入します。

【氏名】
現在(離婚前)の氏名を記入します。

【生年月日】
和暦(昭和・平成)で記入します。西暦でもかまいません。

【住所】
住民登録をしているところを記入します。離婚届と同時に住所変更をする場合は新住所を記入します。

【本籍】
本籍地を記入します。筆頭者とは戸籍の最初に記載されている方です。

【父母の氏名・続き柄】
父母が死亡、離婚していても記入します。養子縁組をしている場合は養父母も記入します。

【離婚の種別】
裁判離婚以外はすべて協議離婚です。

【未成年の子の氏名】
18歳未満のお子さまがおられる方は親権者を定め、必ず記入します。

【世帯のおもな仕事】
別居前の世帯で一番収入が多かった方の仕事に✓します。職業は、国勢調査の年のみ記入します。

令和6年3月から
戸籍謄本の添付は不要
となりました。

兵庫県小野市長殿

受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日 第 号	
送付 令和 年 月 日 第 号		長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票 住民票 通知

(よみかた)	夫	こうの	よし	たろう	妻	こうの	もも	こ
氏名	氏	甲	野	義太郎	氏	甲	野	桃子
生年月日	平成	元	年	7	月	16	日	平成
住所	兵庫県小野市王子町 806 番地の 1	兵庫県神戸市東灘区住吉東町						
(住民登録をして いるところ)	王子パ-ト 101	5丁目2番1号						
本籍	兵庫県小野市中島町 531 番地 1							
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 甲野義太郎							
父母及び養父母の氏名	夫の父	乙川 幸雄	続き柄	妻の父	丙原 正	続き柄		
父母との続き柄	母	兵庫 春乃	長男	母	丙原 洋美	二女		
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	甲野 忠治	続き柄	養父		続き柄		
	養母	甲野 怜	養子	養母		養女		
離婚の種別	☒ 協議離婚		☐ 和解		年 月 日成立			
	☐ 調停		☐ 請求の認諾		年 月 日認諾			
	☐ 審判		☐ 調決		年 月 日確定			
婚姻前の氏に	☐ 夫	☒ 妻	☐ もとの戸籍にもどる		☒ 新しい戸籍をつくる			
もどる者の本籍	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 10 番地 番		筆頭者の氏名		丙原 桃子			
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	甲野 一郎	妻が親権を行う子	甲野 ハナコ				
同居の期間	平成 27 年 2 月 から		令和 6 年 1 月 まで					
(同居を始めたとき)			(別居したとき)					
別居する前の住所	兵庫県小野市王子町 806		王子パ-ト 101 番地 の 1 号					
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)							
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業					
その他								
届出人署名(※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印		妻 甲野 桃子 印					

【署名】
夫と妻が自分で書いてください。押印は任意です。

【連絡先】
日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

連絡先 夫 携帯
電話 (090) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 番
自宅・通勤先・呼出

証人	
署名(※押印は任意)	乙 山 昌 印
生年月日	平成元 年 7 月 16 日
住所	兵庫県三木市上の丸町 10 番地の 30
本籍	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 番

署名	丙 海 樹 印
生年月日	平成 2 年 10 月 29 日
住所	兵庫県加東市家原352番地 〇〇マンション100号
本籍	兵庫県多可郡多可町中区 中村町 123 番地 番

【証人】
18歳以上の証人が2人必要です。父母、兄弟姉妹、親戚、友人など、どなたでも証人になることができます。日本在住の外国人の方でも問題ありません。裁判離婚をした方は記入の必要はありません。

【署名】
証人が、自分で書いてください。押印は任意です。

婚姻前の氏(旧姓)にもどる者の本籍

Check

!間違いやすいのでご注意ください

・離婚後の氏や本籍について、以下の方法から選択します。

婚姻前の氏(旧姓)にもどる

① 婚姻前(親など)の戸籍にもどる(婚姻前の戸籍を記入)
⇒☒もとの戸籍にもどる
【もどる者の本籍】〇〇県～番(地)【筆頭者の氏名】〇〇 〇〇

② 自分が筆頭者の新しい戸籍をつくる。
⇒☒新しい戸籍をつくる(新しい本籍を決める)
△△県～番(地) 詳しくは下記◆をご覧ください。

婚姻中の氏を離婚後も名乗る

③ この欄には何も記入しません。別途、「離婚の際に称していた氏を称する届出」が必要です。

◆ 新しい本籍

土地の地番や街区符号の表示(住所の「〇番〇号」の「〇番」まで)を記入してください。(アパートやマンション名、部屋番号などは含まれません。)現在の住所や将来の住所に関係なく、日本に実在する土地であれば、どこでも定めていただけます。筆頭者氏名は婚姻前の氏で記入します。

お届け時のご注意

① 休日・夜間の提出

土日祝日・年末年始などの休日や夜間にもお届けをお預かりしています。小野市役所 1 階北側の管理人室までお越しください。書き漏れや書き間違いなど、必要な時は連絡させていただく場合があるため日中に連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

② 住所変更

離婚届出をされても、住所は変わりません。別途、「住所変更」の手続きが必要です。平日の日中であれば離婚届出と同時に手続きできます。(他市から転入される場合は、転出手続き後発行される「転出証明書」、またはマイナンバーカードが必要です。)

③ お子さまの戸籍

父母が離婚しても、お子さまの戸籍は変わりません。変更される場合は、お住まいの家庭裁判所の許可を得て、入籍の届出をする必要があります。

④ 下記の場合はお問い合わせください(連絡先は裏面へ)

外国人と離婚する場合や、現在妊娠中で出産予定日が離婚後 300 日以内の方は、ご相談ください。

裏面あり

必要なものについて

- ☐ 離婚届
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類
【運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど】
- ☐ 裁判離婚のときは、下記枠内□のいずれかの書類が必要です。
※離婚の種類によって異なります

- ・調停離婚 ➡ 調停証書の謄本
- ・審判離婚 ➡ 審判書の謄本、確定証明書
- ・和解離婚 ➡ 和解調書の謄本
- ・認諾離婚 ➡ 認諾調書の謄本
- ・判決離婚 ➡ 判決書の謄本、確定証明書

その他のお手続きについて

① 国民健康保険

氏名変更された場合はお手続きが必要です。市民課 6 番・7 番窓口へお越しください。お勤め先で発行された保険証をお持ちの方は、会社などで手続きを行ってください。（市役所での手続きは不要です。）

必要なもの

- ☐ 小野市発行の国民健康保険証

② マイナンバーカード

氏名や住所変更された場合はお手続きが必要です。市民課 8 番窓口へお越しください。

必要なもの

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 暗証番号の控え（お持ちの方）

③ 児童手当・学校関係など

離婚時に対象のお子さまがいらっしゃる方は、お手続きが必要な場合があります。

戸籍届出時の本人確認の実施について

！本人の知らないうちに離婚届や養子縁組届が出されるといった事件が発生しています。

このような事件を未然に防ぎ、戸籍制度の信頼性を確保するため、窓口で戸籍の届出を持参された方について本人確認をさせていただいております。
趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

本人確認の必要な届出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議養子離縁届、認知届

確認させていただく証明書

官公署の発行する身分証明書で、写真が貼付されているもの。

- ① マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等
- ② 健康保険証、各種医療費受給者証、年金手帳等
(2枚以上の提示が必要)

※上記いずれかの身分証明書をお持ちでない方も届出をすることができますが、本人確認ができなかった届出人に対し、届出があったことを後日郵便でお知らせします。

お問い合わせ先

〒675-1380 小野市中島町 531 番地
小野市役所 1 階 市民課 TEL0794-63-1005